

# 合併協議会 だより

第15号

2004.12.28

発行



幕別町・忠類村合併協議会

編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222

URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/>

E-Mail : [maku-chu.gappei@north.hokkai.net](mailto:maku-chu.gappei@north.hokkai.net)

国民健康保険税の税率は、急激な負担増とならないよう  
一般会計からの繰入れを考慮し、段階的に調整

簡易水道料金は、4年間の経過措置を適用



## もくじ

協議

国民健康保険事業……2

水道関係事業………3

慣行………8

行政区・町内会(新規提案)…11

幕別町と忠類村のあゆみ……12

忠類村の学童保育所は、「ふれあいセンター福寿」に併設されており、現在、小学校1年生から3年生まで24人の子供たちが通所しています。第14回協議会では「児童福祉事業の取扱いについて」が再提案され、「放課後児童対策事業(学童保育所)は、現行のとおり新町に引き継ぎ、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する」と決定されました。

幕別町の学童保育所は、平日のほか土曜日は午前8時30分から午後6時まで開所しており、保育料は、おやつ代を含み月1人4,500円、傷害保険料が年724円となっています。



第14回幕別町・忠類村合併協議会が12月24日、幕別町民会館で開催されました。この日は、「国民健康保険事業の取扱い」、「水道関係事業の取扱い」など、16の協定項目が再提案され、このうち、国民健康保険税の税率については、『急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ』との文言を加えて再提案され、全会一致で決定されました。

また、新規提案された「行政区・町内会の取扱い」は、次回に協議することとし、前回、提案・説明のあった「新町建設計画について」協議を行い、北海道との事前協議終了後に、再度、協議を行うこととしました。

## 協議

協議項目22-6	国民健康保険事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 国民健康保険税の納期については、合併する年度の翌年度から8期制とする。</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p>		決定

- 国民健康保険税の税率については、「5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する」と決定されていましたが、加入者の急激な負担増を緩和することから「急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ」との文言を加え、
- 法定軽減制度については、「合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する」と決定されていましたが、2町村の軽減制度に差がないことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- 税の納期については、「合併時まで調整する」と決定されていましたが、税負担の軽減を図ることから、「合併する年度の翌年度から8期制とする」とし、
- 運営協議会については、「合併時に統合する」と決定されていましたが、委員定数及び委員構成に配慮を必要とすることから、「合併時に再編する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。



### 新町の納期

第1期	6月16日～ 6月30日まで
第2期	7月16日～ 7月31日まで
第3期	8月16日～ 8月31日まで
第4期	9月16日～ 9月30日まで
第5期	10月16日～10月31日まで
第6期	11月16日～11月30日まで
第7期	12月 1日～12月25日まで
第8期	翌年 1月16日～ 1月31日まで

【 調整方針 】

- 2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
- 3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。
  - (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。
- 4 加入者負担金については、幕別町の額を基準に、合併時に統一する。
- 6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、忠類村の例により、合併時に再編する。

決定

- 水道料金については、「平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する」と決定されていましたが、「幕別町の料金を基準に統一し、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する」とし、
- 検針については、「合併時に再編する」、料金の賦課基準については、「平成19年度に再編する」と決定されていましたが、検針は「実施は、平成18年6月」、賦課基準は「合併する年度の翌年度に再編する」とし、
- 加入者負担金については、「合併時に統一する」と決定されていましたが、更別村の脱退に伴い、「幕別町の額を基準に、合併時に統一する」とし、
- 減免については、「更別村の例により」と決定されていましたが、幕別町に制度がないことから、「忠類村の例により」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

忠類地区簡易水道料金の経過措置

合併時～H20.3.31(忠類村の現行料金)

用途	基本料金 (1ヵ月当り)	超過料金 (1㎡当り)
一般用	1,130 (8㎡まで)	140
営業用	3,090 (20㎡まで)	140
団体用	2,880 (20㎡まで)	140
営農用	1,130 (8㎡まで)	140

(消費税込み 円)

常業用・営農用を統一

H20.4.1～H22.3.31

用途	基本料金 (1ヵ月当り)	従量料金 (1㎡当り)
一般用	399	157
営業(農)用	399	204 (20㎡まで)
		122 (21㎡から)
団体用	1,837	168

(消費税込み 円)

H22.4.1～(新町の料金)

用途	基本料金 (1ヵ月当り)	従量料金 (1㎡当り)
一般用	399	204
営業(農)用	399	204 (20㎡まで)
		122 (21㎡から)
団体用	1,837	204

(消費税込み 円)



一般用を忠類村の平均使用水量である1ヵ月14㎡を使用した場合の料金比



営農用を月150㎡使用した場合の料金比較



【 調整方針 】

- 2 下水道受益者負担金(分担金)については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。
  - (3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 個別排水処理施設受益者分担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。
  - (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。
- 5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。
  - (2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 8 下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 9 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。

決定

幕別町の使用料の額(現行)  
(一般用)

排出量	金額
10m <sup>3</sup> まで	1,160
10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき117

(公衆浴場)

排出量	金額
100m <sup>3</sup> まで	2,912
100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき30

(月額 消費税抜き 円)

新町の下水道使用料の額

(一般用)

排出量	金額
10m <sup>3</sup> まで	1,400
10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140

(公衆浴場)

排出量	金額
100m <sup>3</sup> まで	3,515
100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき35

(月額 消費税込み 円)

忠類村の使用料の額(現行)  
(一般用)

排出量	金額
8m <sup>3</sup> まで	1,300
8m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140

(団体用)

排出量	金額
20m <sup>3</sup> まで	3,300
20m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140

(月額 消費税込み 円)

忠類地区の個別排水処理施設  
使用料の額の経過措置

年度	現行	H18年度	H19年度	H20年度
5人槽	2,560	2,600	2,600	2,600
7人槽	2,560	2,900	3,200	3,200
10人槽	2,560	3,100	3,700	4,200
6人槽				2,900
8人槽				3,500
11~20人槽				5,400
21~30人槽				7,700
31~40人槽				10,300
41~50人槽				13,600

(月額 消費税込み 円)

新町の  
使用料



新町の個別排水処理施設  
受益者分担金の額

5人槽	92,000
6人槽	124,000
7人槽	153,000
8人槽	172,000
10人槽	229,000
11~20人槽	310,000
21~30人槽	513,000
31~40人槽	673,000
41~50人槽	862,000

(消費税込み 円)

- 農業集落排水事業地域の分担金及び賦課については、「現行のとおり（更別村農業集落排水事業の分担金制度を）新町に引き継ぎ、忠類地区については、平成20年度に統一する」と決定されていましたが、更別村の脱退により、分担金の制度内容を「新町において調整する」とし、
- 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、「幕別町の例により、合併時に再編する」と決定されていましたが、負担金（分担金）の制度が幕別町のみとなったことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- 個別排水処理施設受益者分担金については、「分担金の額については、合併時に統一する。賦課、徴収及び減免については、合併時に再編する」と決定されていましたが、忠類村に分担金制度がないことから、「幕別町の例により、合併時に再編する」とし、
- 下水道使用料の額については、「新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する」と決定されていましたが、統一年度を1年早め、「合併する年度の翌年度に統一する」とし、
- 下水道使用水量の認定及び賦課については、「使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する」と決定されていましたが、使用料の調整方針に合わせ、「合併する年度の翌年度に再編する」とし、
- 個別排水処理施設使用料の額については、「合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する」と決定されていましたが、2町村間の金額の差が小さく段階的に統一することとすることから、「幕別町の例により、合併する翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する」とし、
- 個別排水処理施設使用料の賦課については、2町村とも同一の制度であることから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、「合併時に統合する」と決定されていましたが、償還方法を見直す必要があることから、「合併時に再編する」とし、
- 下水道補助制度については、「更別村の例により合併時に統合する」と決定されていましたが、新町の財政負担が大きくなることから、「幕別町の例により」とし、
- 個別排水処理施設補助制度については、「合併時に再編する」と決定されていましたが、下水道補助制度との均衡を図るとともに、浄化槽への未接続を防止するため、対象工事の施工期限を設定することが適当と思われることから、「幕別町の例を基準に、合併時に再編する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

## 協議項目10

## 地方税の取扱い（再提案）

## 協議結果

### 【 調整方針 】

- (1) 個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。

決定

- 個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、「幕別町の例により」とし、提案のとおり決定されました。



区分	忠類村の現行納期		新町の納期	
個人町民税 普通徴収	第1期	6月 1日～ 6月30日まで	第1期	6月16日～ 6月30日まで
	第2期	8月 1日～ 8月31日まで	第2期	8月16日～ 8月31日まで
固定資産税	第1期	9月 1日～ 9月30日まで	第3期	10月16日～10月31日まで
	第2期	11月 1日～11月30日まで	第4期	12月 1日～12月25日まで
軽自動車税		5月 1日～ 5月31日まで		6月16日～ 6月30日まで

# 協議

協議項目16	使用料・手数料等の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 (2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併する年度の翌年度に再編する。 (5) 町営バス使用料については、現行のとおりとする。		決定

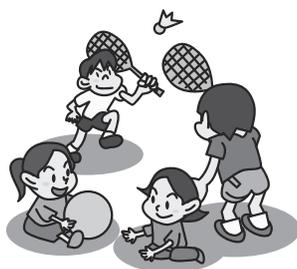
- 公営住宅使用料については、「家賃の算定方法について、合併時までには再編する」と決定されていましたが、年度替わりに合わせ、新たな算定方法を適用するため、「合併する年度の翌年度に再編する」とし、
- 町営バス使用料については、「合併時までには調整する」と決定されていましたが、町営バスの運行について新町で調整することになったことから、「現行のとおりとする」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

協議項目22-7	保健・医療事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 5 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。		決定

- 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業については、「合併時に統合する」と決定されていましたが、受給者証の交付時期に合わせ、「幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する」とし、提案のとおり決定されました。

協議項目22-10	児童福祉事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。 6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。		決定

- 放課後児童対策事業(学童保育所)については、「事業内容については、合併時までには調整する」と決定されていましたが、「幕別町の例により」とし、
- 認可保育所については、「保育料及び減免基準については、合併時までには調整する」と決定されていましたが、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。



## 新町の学童保育所の事業内容

- ・ 休所日 ①日曜日  
②国民の祝日に関する法律に規定する休日  
③12月30日～1月5日
- ・ 開所時間 平日 下校時～18:00  
土曜日 8:30～18:00  
学校休業日 8:30～18:00
- ・ 対象者 小学校1年生から3年生
- ・ 保育料(おやつ代含む) 4,500円/月
- ・ その他保護者負担 傷害保険料724円/年

協議項目22-12	障害者福祉事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>2 町村障害者年金制度及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>		決定

- 町村障害者年金制度及び身体障害者デイサービス事業については、「新町の事業として合併時に再編する」と決定されていましたが、「幕別町の例により、合併時に再編する」とし、
- 交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、「合併時に再編する」と決定されていましたが、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。



新町の事業	じん臓機能障害者通院交通費助成事業
<p>身体障害者デイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 在宅の重度身体障害者 (1級、2級)</li> <li>・自己負担 1回500円 食事加算420円 入浴加算410円 送迎加算550円 (片道)</li> </ul>	<p>・助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車及びバス 実費</li> <li>②自家用車 10円/km (片道2km以上)</li> <li>③タクシー 実費の2分の1</li> </ul>

協議項目22-5	交通関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加入する。</p> <p>4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、新町において調整する。</p>		決定

- 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の方式が編入合併になったことに伴い、「忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加入する」とし、
- 町営バスについては、「合併時まで調整する」と決定されていましたが、運行形態や使用料の設定等に相当の時間を必要とされることから、「新町において調整する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

協議項目22-16	建設関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、新町において調整する。</p>		決定

- 公営住宅等のうち、管理人制度については、「現行のとおり引き継ぎ、平成18年3月31日をもって廃止する」と決定されていましたが、管理人制度に代わる新たな制度をつくるために、入居者との協議等、相当の時間を必要とすることから、「新町において調整する」とし、提案のとおり決定されました。

# 協議

協議項目14	条例・規則等の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>1 条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。</p> <p>2 各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。</p>		決定

- 条例・規則等については、新設合併であったことから、新町において整備する条例を「①即時施行させるもの、②暫定施行させるもの、③逐次施行させるものに分類」し、決定されていましたが、編入合併となったことから、「①幕別町の条例・規則等を適用させるもの、②各種事務事業の調整方針を踏まえて整備するものに分類する」とし、提案のとおり決定されました。

協議項目20	慣行の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>1 町章、町民憲章及び町歌については、幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村章、村民憲章及び村歌については、地域において伝承するものとする。</p> <p>2 宣言については、幕別町の宣言を新町に引き継ぐものとし、忠類村の宣言については、新町において調整する。</p> <p>3 町の木・花・鳥については、町民の一体感を醸成するため、新町において制定する。</p> <p>5 開町記念式については、幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開村記念式については、記念式の趣旨を継承し、開催方法について新町において調整する。</p>		決定

- 町章、町民憲章については、「新町において制定する」、町歌については、「新町において調整する」と決定されていましたが、編入合併となったことから、「幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぎ、忠類村の村章、村民憲章及び村歌は、地域において伝承する」とし、
- 町の木・花・鳥、防犯宣言などの各種宣言については、「新町において調整する」と決定されていましたが、町の木・花・鳥については、幕別町の木・花・鳥をそのまま引き継ぐことが順当と思われるものの、制定から相当の年数を経過し、実態とのずれや町民の意識にも変化がみられることから、「新町において制定する」、宣言については、「幕別町の宣言を新町に引き継ぎ、忠類村の宣言は、新町において調整する」とし、
- 開町記念式については、「新町において調整する」と決定されていましたが、編入合併となったことから、「幕別町の開町記念式を新町に引き継ぎ、忠類村の開村記念式は、新町において調整する」との提案に、幕別町の杉山委員から『歴史ある村の開村記念式を何らかの形で残すようにできないか』、忠類村の杉坂委員から『私どもの思いは同じ、新町において考えていただけるような具体的提案をしていきたい』との発言ののち、調整方針に「記念式の趣旨を継承し、開催方法について」との文言を加えて提案がされ、忠類村の齊藤委員から『新町において調整するでは村民が不安に思うので、その文言を加えていただけるとありがたい』との発言があり、それぞれ、提案のとおり決定されました。

## 【町章】



昭和36年12月24日制定  
「幕別」の文字を図案化し、円形にしたもの

## 【村章】



昭和29年1月制定  
忠類村の「忠」の字を図案化し、円形に寄せ集めたもので、村民の円満な融合を表徴したもの

協議項目 5	財産及び債務の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金(仮称)に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時まで調整する。</p>		決定

- 編入合併となったことから、忠類村の財産・債務をすべて新町に引き継ぐこととし、新町において設置する基金については、一般会計では将来の基金の取り崩しなどによる残高を勘案し、「財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金(仮称)の4種類に整理統合し、特別会計において設置する基金については、合併時まで調整する」とし、提案のとおり決定されました。

### 新町の財産・債務

		幕別町	忠類村	新町(2町村合計)
財 産	土地	23,634,109㎡	20,362,436㎡	43,996,545㎡
	立木推定蓄積量	186,421㎡	203,883㎡	390,304㎡
	建物(延床面積)	175,852㎡	41,801㎡	217,653㎡
	株券	59,150千円	15,130千円	74,280千円
	出資による権利	846,188千円	30,001千円	876,189千円
	公用車	121台	47台	168台
	債権	969,957千円	18,760千円	988,717千円
	基金等	3,621,015千円	1,828,488千円	5,449,503千円
債 務	地方債残高	34,150,436千円	4,895,784千円	39,046,220千円
	債務負担行為	2,405,186千円	1,009,572千円	3,414,758千円

(数量及び金額は平成15年度末現在 債務負担行為は平成16年度以降の支出予定額)

協議項目 12	特別職の身分の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>1 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時まで調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時まで調整する。</p>		決定

- 常勤の特別職については、新設合併の場合は、関係町村すべての特別職が失職することとなりますが、編入合併となったことにより、忠類村の特別職のみが失職することになることから、その身分の取扱いについて、「2町村の長が別に協議して定める」とし、
- 行政委員会については、新設合併では、法令の定めにより新たに設置されることとなりますが、編入合併となったことにより、幕別町の委員会及び委員が存続することになることから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、
- その他条例で定める特別職については、引き続き設置する必要のあるものは、「原則として幕別町の例により、合併時に統合」、また2町村独自に設置されているものは、「合併時まで調整する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

# 協議

協議項目22-3	広報・広聴事業の取扱い (再提案)	協議結果
<b>【 調整方針 】</b> 1 広報紙については、幕別町の例により、合併時に統合する。		決定

- 広報紙については、合併の方式が編入合併となったことから、提案のとおり決定されました。

協議項目11	一般職の職員の身分の取扱い (再提案)	協議結果
<b>【 調整方針 】</b> 1 忠類村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 3 職員の種類及び役職については、合併時に再編する。 4 給料については、次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。 (1) 給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2) 初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。 (3) 級別職務分類については、合併時に再編する。 (4) 級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。 5 諸手当については、次の区分により調整する。 ① 現行のとおり新町に引き継ぐもの ② 合併時に統合するもの ③ 合併時に再編するもの ④ 合併時に廃止するもの 6 退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。		決定

- 編入合併となったことにより、「忠類村の職員をすべて新町に引き継ぐ」とし、
- 職員の種類及び役職、給料及び諸手当については、2町村で取扱いに違いがあることから、地方公務員法に規定されている『国家公務員準拠』の精神に基づき、できる限り国の基準に沿った内容となるよう調整に努め、「現行のとおり新町に引き継ぐ、合併時に統合する、再編する、廃止する」とし、
- 退職勧奨制度については、2町村の内容に違いがあり、合併当初における円滑な勧奨退職を促すため、「幕別町の例を基準に、合併時に再編する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

協議項目23	新町建設計画について (協議)	協議結果
新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。		継続

- 幕別町の繰繰委員から、「行政サービス水準の維持という項目に、今後の財政状況や社会情勢などに応じて柔軟に対応していくとあるが、計画期間の10年間には、社会情勢なども大きな変動があると思われる。そういう変動をどのように判断していくのか」との発言があり、岡田会長から、「町村で策定する総合計画も10カ年計画であるが、その間の社会・経済情勢の変化に対応して後期5カ年計画で見直し、また、3カ年実施計画も財政状況をみながら見直しを行っており、そういう対応をする中で行政水準を維持し、住民の皆さんの要望に応じていくことになる」との答弁があり、今後は、北海道との事前協議終了後に、再度、協議を行うこととしました。

協議項目22-1	行政区・町内会の取扱い <small>(新規提案)</small>	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</li> <li>行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。</li> <li>行政(公)区長会議については、年2回開催する。</li> <li>行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする</li> </ol>		次回に協議

- 行政区の区域については、幕別町の98区、忠類村の14区を「現行のとおり新町に引き継ぎ」、組織については、「幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する」とし、
- 行政区の名称については、「現行のとおり新町に引き継ぎ」、幕別町と同一文字、同音の行政区があることから、「忠類地域内の行政区については、「忠類」を冠するもの」とし、
- 行政(公)区長会議については、5月に全体会議、11月に地区別会議(4地区に分け、幕別3地区、忠類地区)の「年2回開催する」とし、
- 行政区内の配布物については、「幕別町の例により、合併時に統合」し、「総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定める」とした調整方針が提案され、次回に協議されることとなりました。

### 忠類村の行政区名

栄町(さかえまち)
幸町(さいわいまち)
本町(もとまち)
錦町(にしきまち)
白銀町(しろがねまち)
西当(にしとう)
上忠類(かみちゅうるい)
上当(かみとう)
東宝(とうほう)
元忠類(もとちゅうるい)
幌内(ほろない)
新生(しんせい)
豊成(ほうせい)
晩成(ばんせい)

太文字の行政区名は、幕別町と重複

### 2町村の現況

	幕別町	忠類村
行政区数	98区	14区
最多	306世帯	175世帯
最小	8世帯	3世帯
組織 (身・任期)	公区長 (非常勤特別職2年)	区長及び代理者 (非常勤特別職1年)
行政(公) 区長会議	春 全体会議及び研修会 秋 地区別公区長会議(3地区)	年5回 1月、3月、4月、 7月、10月
配布日	毎月末日	毎月第1・第3水曜日
配布方法	運送業者に委託	市街地区は職員が送達、農村地区は郵送

忠類村市街地の全景、左上奥が幕別町の区域



# 幕別町と忠類村の あゆみ

## 幕別町のあゆみ

- 明治30年 幕別外六か村戸長役場設置
- 39年 2級町村制施行幕別村となる
- 大正 8年 1級村となり人口1万人台となる
- 昭和21年 開基50年、町制施行幕別町となる
- 43年 町営国民宿舎幕別温泉ホテル開業
- 47年 現役場庁舎完成
- 49年 宮崎県東郷町と友好町の提携
- 54年 人口2万人台となる
- 58年 パークゴルフ発祥
- 61年 開基90年、町制施行40年記念式典
- 平成元年 札内スポーツセンター完成
- 3年 図書館完成
- 4年 武道館完成
- 5年 パークゴルフクラブハウス完成
- 8年 開基100年、町制50周年記念式典  
百年記念ホール及び保健福祉センター完成
- 9年 学校給食センター完成
- 11年 運動公園野球場完成
- 13年 第4期総合計画スタート

## 村名のゆらい

忠類は、アイヌ語の「チュウルイベツ」をあてたものといわれ、『波の立つ沼川、または急流』の意味とされています。

## 町名のゆらい

幕別は、アイヌ語の「マクウンベツ」から転訛したもので、『山際を流れる川』の意味とされています。

## 忠類村のあゆみ

- 昭和24年 大樹村から分村して忠類村となる
- 28年 行政区設置
- 29年 村章制定
- 44年 ナウマン象の化石発掘始まる
- 46年 村立歯科診療所開設
- 47年 水泳プール及び白銀台スキー場  
ロッジ完成
- 48年 忠類地区簡易水道完成
- 51年 コミュニティセンター完成
- 53年 南十勝消防事務組合忠類支署完成
- 54年 開村30周年記念式典
- 55年 忠類中学校校舎改築
- 58年 忠類小学校校舎改築
- 59年 白銀台スキー場に夜間照明設置
- 62年 国鉄広尾線代替バス転換
- 63年 ナウマン象記念館完成
- 平成元年 開村40周年記念式典
- 2年 忠類保育所改築
- 4年 白銀台スキー場にペアリフト完成
- 5年 学校給食センター完成
- 6年 ナウマン温泉アルコ236完成
- 7年 民放テレビ中継局完成
- 9年 ふれあいセンター福寿完成
- 11年 開村50周年記念式典
- 13年 第4期総合計画スタート

協議会は、どなたでも傍聴できます。

第15回協議会は、平成17年 1月14日(金)午後2時から忠類村コミュニティセンターで開催予定です。